

# 第109回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月29日(木曜日)  
午前10時



開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号  
当社本社会議室 (郵船ビル6階)

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

インターネット等又は郵送による  
議決権行使期限

2023年6月28日 (水曜日)  
午後5時15分まで

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本定時株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。  
なお、今後の状況により本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.nittetsukou.co.jp/>)においてお知らせいたしますので、ご確認賜りますようお願い申し上げます。



日鉄鉱業株式会社

証券コード 1515  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号



日鉄鉱業株式会社

代表取締役社長 森川 玲一

## 第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第109回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.nittetsukou.co.jp/ir/stock/meeting.html>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名（日鉄鉱業）又は証券コード（1515）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時
- 2 場 所** 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 当社本社会議室（郵船ビル6階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第109期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査  
結果報告の件
  - 第109期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
  - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対す  
る株式報酬等の額及び内容決定の件
- 4 議決権行使  
について**
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - インターネット等と議決権行使書用紙の郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
  - インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次の事項を記載しております。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席されない場合

### 「スマート行使」による 議決権行使



#### 行使期限

**2023年6月28日  
(水曜日)  
午後5時15分まで**

4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

### インターネットによる 議決権行使



#### 行使期限

**2023年6月28日  
(水曜日)  
午後5時15分まで**

4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

### 書面による議決権行使



#### 行使期限

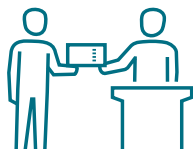
**2023年6月28日  
(水曜日)  
午後5時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。  
賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

インターネット等と議決権行使書用紙の郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 開催日時

**2023年6月29日 (木曜日) 午前10時**

#### 開催場所

**東京都千代田区丸の内二丁目3番2号  
当社本社会議室 (郵船ビル6階)**

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社 I C J の運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



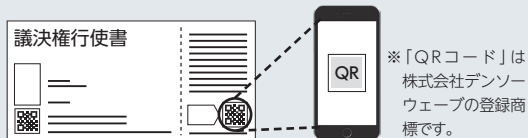
# インターネットによる議決権行使のご案内



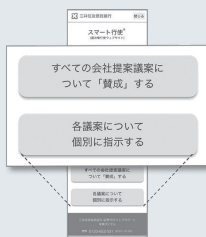
## 「スマート行使」による議決権行使

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### ■ 議決権再行使のお手続き方法について

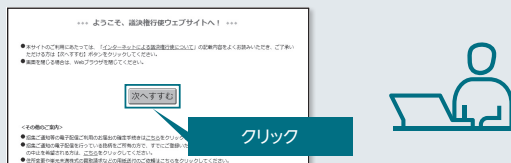
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。なお、議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。



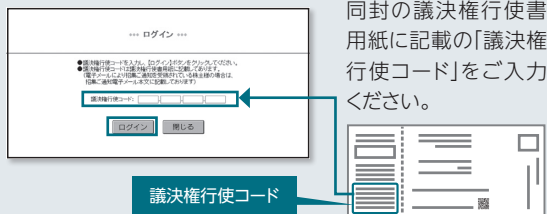
## インターネットによる議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

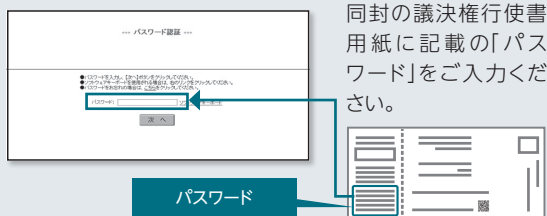
<https://www.web54.net>



- 2 ログインする



- 3 パスワードを入力する



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットによる議決権行使をご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境やご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください  
ますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  
その他(ご登録住所・株式数  
等)のご照会

☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、従来より業績や経営環境を考慮し、基本方針として継続的かつ安定的な配当を実施してまいりました。また、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保の充実に努めるとともに、内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立った設備投資や競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

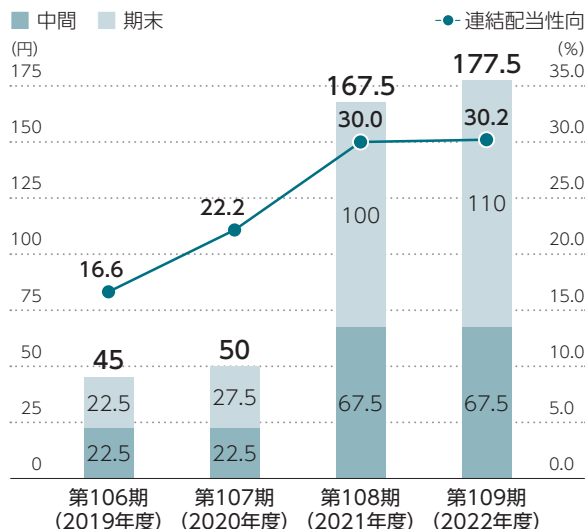
なお、第2次中期経営計画期間（2021年度～2023年度）につきましては、連結配当性向30%を目途に還元する方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

1	<p>配当財産の種類 金銭</p>
2	<p>配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株当たり 金 <b>110円</b> 総額 <b>1,830,032,820円</b></p> <p>なお、当社は2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。2022年9月30日を基準日としてお支払いいたしました中間配当金135円は、当該株式分割後の金額に換算しますと67.5円に相当し、期末配当とあわせた年間配当金は1株当たり177.5円となります。</p>
3	<p>剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日</p>

### ご参考 1株当たり配当金及び配当性向の推移



(注) 2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施したため、第106期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり配当金及び配当性向を算定しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を修正案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第33条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (本文省略)	第1条～第3条 (現行のとおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削 除)</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol>
第5条 (本文省略)	第5条 (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (本文省略)	第6条 (現行のとおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により <u>自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第12条 (本文省略)	第7条～第11条 (現行のとおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (本文省略)	第12条～第17条 (現行のとおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員 数) 第19条 当社の取締役は、 <u>14名以内とする。</u>	(員 数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>10名以内とする。</u>
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
②～③ (本文省略)	②～③ (現行のとおり)



現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (本文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)            第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (本文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)            第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)            第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)            第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)            第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の報酬等)            第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)            第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)            第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)            第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。            ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)            第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)            第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役との責任限定契約)            第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(監査等委員会の招集通知)
	第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	(監査等委員会規程)
(新 設)	第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
	(常勤の監査等委員)
(新 設)	第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
第6章 計 算	第6章 計 算
第37条 (本文省略)	第32条 (現行のとおり)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)            第38条 (本文省略)            (新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)            第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第40条 (本文省略)            (新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)            第34条 (現行のとおり)            ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。            ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第35条 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)            第109回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位、担当	備考
1	もり かわ れい いち 森 川 玲 一	代表取締役社長	再任
2	はぎ かみ ゆき ひこ 萩 上 幸 彦	取締役 生産技術部、資源開発部、海外資源事業部、保安環境室担当	再任
3	ふじ もと ひろ ふみ 藤 本 博 文	取締役 総務部、人事部、BCM推進室担当	再任
4	おお たから けん じ 大 財 健 二	取締役 経営企画部、経理部、資源営業部、金属営業部担当	再任
5	いずみ のぶ みち 泉 宣 道	取締役	再任 社外 独立
6	いた くら けん いち 板 倉 賢 一	取締役	再任 社外 独立

候補者  
番号 **1** もりかわ れいいち **森川 玲一** (1962年5月8日生)

再任

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社  
 2012年 6 月 当社資源営業部長  
 2015年 6 月 当社執行役員資源営業部長  
 2017年 6 月 当社取締役金属営業部担当、資源営業部長  
 2017年 10月 当社取締役資源営業部、金属営業部担当  
 2019年 6 月 当社常務取締役資源営業部、金属営業部管掌  
 2021年 4 月 当社代表取締役社長  
 現在に至る

## 所有する当社の株式数

8,600 株

## 取締役在任年数

6 年 (本総会終結時)

## 取締役会出席回数

16 / 16回 (100%)

## 取締役候補者とした理由

森川玲一氏は、資源営業部長を務めたほか、2017年から取締役として当社経営に携わるなど、営業部門における豊富な経験や実績、海外での勤務経験、経営全般に対する高い見識を有しており、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号 **2** はぎかみ ゆきひこ **萩上 幸彦** (1960年10月19日生)

再任

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社  
 2015年 6 月 当社資源開発部長  
 2017年 6 月 当社執行役員資源開発部長  
 2019年 6 月 当社取締役資源開発部担当  
 2022年 7 月 当社取締役資源開発部、海外資源事業部担当  
 2023年 4 月 当社取締役生産技術部、資源開発部、海外資源事業部、  
 保安環境室担当  
 現在に至る

## 所有する当社の株式数

6,800 株

## 取締役在任年数

4 年 (本総会終結時)

## 取締役会出席回数

16 / 16回 (100%)

## 取締役候補者とした理由

萩上幸彦氏は、資源開発部長を務めたほか、2019年から取締役として当社経営に携わるなど、技術・資源開発部門における豊富な経験や実績、海外での勤務経験、経営全般に対する高い見識を有しており、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者  
番号 **3** <sup>ふじもと ひろふみ</sup> **藤本 博文** (1963年3月2日生)

再任

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社  
 2014年6月 当社総務部長  
 2017年6月 当社執行役員総務部長  
 2019年6月 当社取締役総務部、経理部、BCM推進室担当  
 2021年6月 当社取締役総務部、BCM推進室担当  
 2023年4月 当社取締役総務部、人事部、BCM推進室担当  
 現在に至る

## 所有する当社の株式数

6,000株

## 取締役在任年数

4年(本総会終結時)

## 取締役会出席回数

16 / 16回(100%)

## 取締役候補者とした理由

藤本博文氏は、総務部長を務めたほか、2019年から取締役として当社経営に携わるなど、総務・人事部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号 **4** <sup>おおたから けんじ</sup> **大財 健二** (1963年9月20日生)

再任

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社  
 2013年6月 当社金属営業部長  
 2016年6月 当社経理部長  
 2017年6月 当社執行役員経理部長  
 2019年6月 当社執行役員大阪支店長  
 2021年6月 当社取締役経理部、資源営業部、金属営業部担当  
 2022年4月 当社取締役経営企画部、経理部、資源営業部、金属営業部担当  
 現在に至る

## 所有する当社の株式数

6,900株

## 取締役在任年数

2年(本総会終結時)

## 取締役会出席回数

16 / 16回(100%)

## 取締役候補者とした理由

大財健二氏は、金属営業部長や経理部長を歴任し、2021年から取締役として当社経営に携わるなど、営業・経理部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号 **5** いずみ **泉** のぶみち **宣道** (1952年11月5日生)

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況**

1977年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社  
 2011年 3 月 同社執行役員大阪本社編集局長  
 2012年 3 月 同社常務執行役員大阪本社編集局長  
 2013年 3 月 同社専務執行役員名古屋支社代表  
 株式会社日経名古屋製作センター取締役  
 2015年 3 月 株式会社日本経済新聞社顧問  
 2015年 6 月 公益社団法人日本経済研究センター研究主幹  
 2018年 3 月 株式会社日本経済新聞社客員  
 2019年 6 月 当社取締役  
 現在に至る

**所有する当社の株式数**

**0**株

**取締役在任年数**

**4**年 (本総会終結時)

**取締役会出席回数**

**16** / 16回 (100%)

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

泉宣道氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験や海外での勤務経験、民間研究機関で培われた高い見識をもとに、当社の経営全般に対して幅広い観点から助言を行っており、今後も経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任され就任した場合は、引き続き指名・報酬委員として当社役員候補者や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者  
番号 **6** いたくら **板倉** けんいち **賢一** (1953年4月11日生)

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況**

2002年4月 室蘭工業大学情報工学科教授  
 2004年4月 室蘭工業大学副学長  
 2012年4月 室蘭工業大学環境科学・防災研究センター長  
 2012年8月 室蘭工業大学三笠未利用石炭エネルギー研究施設長  
 2016年10月 室蘭工業大学三笠地下ガス化炭鉱長  
 2019年4月 室蘭工業大学大学院工学研究科特任教授（現）  
 2019年5月 室蘭工業大学名誉教授  
 2021年6月 当社取締役  
 現在に至る

**所有する当社の株式数**

**0**株

**取締役在任年数**

**2**年（本総会終結時）

**取締役会出席回数**

**16** / 16回（100%）

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

板倉賢一氏は、長年にわたる資源開発工学の学者として培われた高い専門知識や鉱山保安に関する豊富な経験、資源開発工学にいち早く情報工学を取り入れた先駆的研究経験、海外での勤務経験をもとに、当社の経営全般に対して学術的な観点から助言を行っており、今後も当社技術部門におけるリスク管理の強化に加え、業務執行に対する監督機能の拡充に寄与していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任され就任した場合は、引き続き指名・報酬委員として当社役員候補者や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 泉宣道及び板倉賢一の両氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、泉宣道及び板倉賢一の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、両氏が選任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。  
 4. 当社は、泉宣道及び板倉賢一の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ泉宣道及び板倉賢一の両氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。  
 5. 当社は、保険会社との間で、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名	当社における地位、担当	備考
1	やす だ せい じ 安 田 誠 司	常勤監査役	新任
2	ほつ た えい き 堀 田 栄 喜	監査役	新任 社外 独立
3	あお き ゆう こ 青 木 優 子	取締役	再任 社外 独立

候補者  
番号 **1** やすだ せいじ  
**安田 誠司** (1964年3月1日生)

新任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社  
2013年6月 当社経理部長  
2016年6月 八戸鉱山株式会社常務取締役  
2019年6月 当社常勤監査役  
現在に至る

所有する当社の株式数

2,500株

監査役在任年数

4年 (本総会終結時)

取締役会出席回数

16 / 16回 (100%)

監査役会出席回数

15 / 15回 (100%)

監査等委員である取締役候補者とした理由

安田誠司氏は、経理部長や八戸鉱山株式会社常務取締役を歴任し、2019年から常勤監査役を務めるなど、財務・会計に関する深い知見や経営者としての豊富な経験、経営全般に対する見識を有しており、監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者  
番号 **2** ほった えいき  
**堀田 栄喜** (1951年2月8日生)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授  
2016年4月 東京工業大学名誉教授  
2017年6月 当社監査役  
現在に至る

所有する当社の株式数

0株

監査役在任年数

6年 (本総会終結時)

取締役会出席回数

16 / 16回 (100%)

監査役会出席回数

15 / 15回 (100%)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀田栄喜氏は、長年にわたる大学教授として培われた高い知見や幅広い経験をもとに、社外監査役として当社の経営全般に対して技術的観点から意見・提言を行っており、今後も監査体制の強化に寄与していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

候補者  
番号 **3** <sup>あおき</sup> **青木** <sup>ゆうこ</sup> **優子** (1957年1月28日生)

再任

社外

独立

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 弁護士登録  
荒井重隆法律事務所所属

1999年 4 月 青木法律事務所所属

2004年 4 月 法務省東京法務局訟務部部付所属

2009年 4 月 新四谷法律事務所所属 (現)

2021年 4 月 第二東京弁護士会副会長  
日本弁護士連合会常務理事

2022年 6 月 当社取締役  
現在に至る

## 所有する当社の株式数

0 株

## 取締役在任年数

1 年 (本総会終結時)

## 取締役会出席回数

13 / 13回 (100%)  
(2022年6月取締役就任後)

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青木優子氏は、長年にわたる弁護士として培われた専門知識や豊富な実務経験をもとに、社外取締役として当社の経営全般に対して企業法務の観点から意見・提言を行っており、監査体制の強化に寄与していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀田栄喜及び青木優子の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、堀田栄喜及び青木優子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、両氏が選任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、堀田栄喜及び青木優子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ堀田栄喜氏が選任され就任した場合、当該契約を締結する予定であります。また、青木優子氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

わかやなぎ よしろう  
**若柳 善朗** (1948年5月9日生)

社外 独立

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 弁護士登録  
 田辺法律事務所（現田辺・若柳法律事務所）所属（現）  
 2015年6月 当社監査役  
 現在に至る

### 所有する当社の株式数

0株

### 監査役在任年数

8年（本総会最終時）

### 取締役会出席回数

16 / 16回（100%）

### 監査役会出席回数

15 / 15回（100%）

### 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

若柳善朗氏は、長年にわたる弁護士として培われた専門知識や豊富な実務経験をもとに、社外監査役として当社の経営全般に対して企業法務の観点から意見・提言を行っており、監査体制の強化に寄与していただくことが期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 若柳善朗氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 若柳善朗氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。  
 4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ若柳善朗氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は、保険会社との間で、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。若柳善朗氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

## 第6号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役は、2007年6月28日開催の定時株主総会において、報酬の額を月額27百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、賞与の額を年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分賞与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬の額を年額264百万円以内（うち社外取締役分は34百万円以内）、賞与の額を年額130百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」の承認可決を条件として、その内容を、事業報告の3. 会社役員に関する事項、(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等のご参考に記載のとおり変更することを2023年5月12日開催の取締役会において決議しており、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び本議案の内容を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、「固定報酬」及び「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を対象に、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額（年額264百万円（うち社外取締役については年額34百万円）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び賞与の限度額（年額130百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分賞与は含まない。）とは別枠で、本制度による株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結の日までの約4年間（以下、「対象期間」という。）の間に在任する取締役に対して支給する（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがある。）というものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の3. 会社役員に関する事項、(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、事業報告の3. 会社役員に関する事項、(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等のご参考に記載のとおり変更することを2023年5月12日開催の取締役会において決議しており、本議案は、当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するため、また、本制度導入の目的を達成するために必要かつ合理的な内容となっておりますので、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は2名）となり、本制度の対象となる取締役は4名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結する取締役ではない上級執行役員（以下、「執行役員」という。）に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社の普通株式

(以下、「当社株式」という。)を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金120百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。また、上記1. のとおり執行役員についても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約4年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下、本議案において同じ。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とす

る。)

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

### ご参考 本定時株主総会終了後の取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本招集ご通知記載の候補者が原案どおり選任され就任した場合における、取締役の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営 サステナビリティ	国際性	事業戦略 営業 マーケティング	鉱山技術 安全環境	研究開発	法務 リスクマネジメント	財会	務計	人事 人材開発
森川 玲一	代表取締役社長	●	●	●						●
萩上 幸彦	取締役執行役員	●	●	●	●					
藤本 博文	取締役執行役員	●		●			●			●
大財 健二	取締役執行役員	●		●			●	●		
泉 宣道	社外取締役	●	●							
板倉 賢一	社外取締役		●		●	●				
安田 誠司	取締役 (常勤監査等委員)	●					●	●		
堀田 栄喜	社外取締役 (監査等委員)		●			●				
青木 優子	社外取締役 (監査等委員)						●	●		

## ご参考 政策保有株式に関する方針

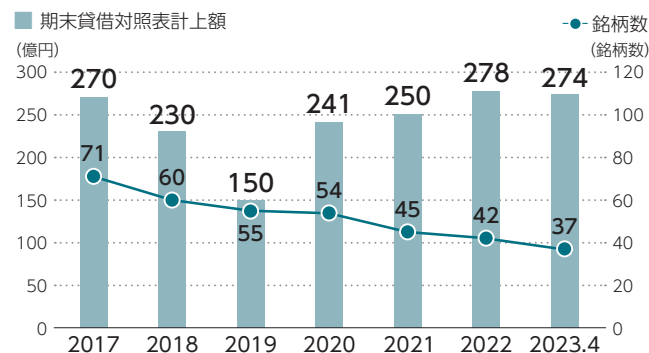
当社は、2022年11月4日に公表した統合報告書に記載のとおり、2022年度～2026年度の5年間で60億円（2022年3月末時価基準）の政策保有株式を縮減する計画としております。

2022年度におきましては、4銘柄、20億円（2022年3月末時価も同額）を売却いたしました。

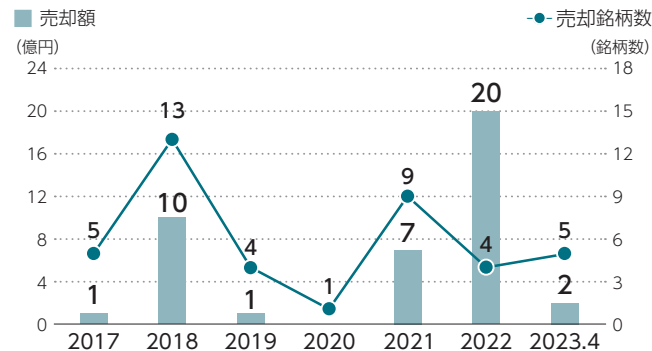
2023年度に入りましても、これまでに5銘柄、2億円（2022年3月末時価も同額）を売却しており、引き続き縮減を進めてまいります。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上に繋がるか、また当社の株式保有の意義が損なわれないかを判断基準として、適切に行使してまいります。

### 政策保有株式（みなし保有を除く上場株式）の推移



### 政策保有株式（上場株式）の売却実績



以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けつつも社会・経済活動の正常化が進むなど一部に持ち直しの動きが見られましたものの、ウクライナ情勢の長期化等による資源・エネルギー価格の高騰に加え、各国の金融引き締めが世界経済の成長を下押しするなど、景気は厳しい状況で推移いたしました。

このような経済情勢のもと、当社グループにおきましては、資源事業及び機械・環境事業等における増収により、売上高は1,640億2千万円（前期比10.0%増）と前期に比べ増加いたしました。

損益につきましては、資源事業の減益及び海外銅鉱山の開発調査費の増加により、営業利益は136億3千2百万円（前期比13.3%減）と前期に比べ減少し、経常利益は持分法による投資損益が悪化したことから、132億4百万円（前期比20.5%減）と前期に比べ減少いたしました。

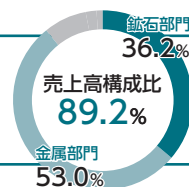
一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、保有株式の売却益計上に加え、法人税等が減少しましたことから、97億8千万円（前期比5.4%増）と前期に比べ増加いたしました。



## 資源事業

売上高 **146,384** 百万円 (前期比 10.0%増)

営業利益 **12,582** 百万円 (前期比 12.0%減)



### 主要な事業内容

**鉱石部門主要製品** 石灰石、ドロマイト、砕石、タンカル、けい石、生石灰、消石灰、セメント、石膏、生コン及びコンクリート製品、石油製品、石炭類、LPG、パルプ用チップ、鉱泉水、特殊紙（不燃紙、タンカル紙）、各種粉体、鉱産物の運送荷役、鉱山・土木等の技術コンサルタント及びエンジニアリング、重土工機の整備・修理、その他

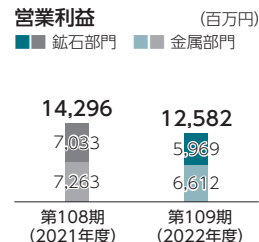
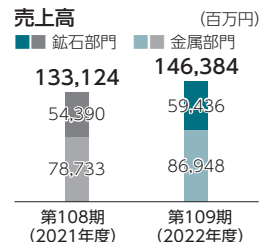
**金属部門主要製品** 電気銅、電気金、電気銀、銅精鉱

### ① 鉱石部門

主力生産品である石灰石の増収に加え、燃料関連商品等の増収により、売上高は594億3千6百万円と前期に比べ50億4千5百万円（9.3%）増加しましたものの、エネルギーコストの増加等により、営業利益は59億6千9百万円と前期に比べ10億6千3百万円（15.1%）減少いたしました。

### ② 金属部門

電気銅の国内販売価格が高水準で推移しましたことに加え、銅精鉱の販売数量が増加しましたことから、売上高は869億4千8百万円と前期に比べ82億1千5百万円（10.4%）増加しましたものの、アタカマ銅鉱山における生産コストの増加等により、営業利益は66億1千2百万円と前期に比べ6億5千万円（9.0%）減少いたしました。





## 機械・環境事業

売上高 **13,003**百万円 (前期比 14.6%増)  
 営業利益 **1,257**百万円 (前期比 25.6%増)

売上高構成比  
**7.9%**

### 主要な事業内容

**機械部門主要製品** 集じん機、分煙機、破砕機、鉱山用機械、建設関連機械、土木機械、電気機器、人員輸送用モノレール、ボールバルブ、粉体・流体関連機械、その他

**環境部門主要製品** 水処理剤、消臭剤、その他

環境部門における販売が好調であったことに加え、機械関連子会社における販売も順調に推移しましたことから、売上高は130億3百万円と前期に比べ16億5千8百万円(14.6%)増加し、営業利益は12億5千7百万円と前期に比べ2億5千6百万円(25.6%)増加いたしました。

売上高 (百万円)

11,345 13,003

第108期  
(2021年度)

第109期  
(2022年度)

営業利益 (百万円)

1,000

1,257

第108期  
(2021年度)

第109期  
(2022年度)

## 不動産事業

売上高 **2,882**百万円 (前期比 2.0%増)  
 営業利益 **1,707**百万円 (前期比 8.4%増)

売上高構成比  
**1.8%**

### 主要な事業内容

オフィスビル、マンション、店舗、工場、倉庫の賃貸及び不動産の販売

賃貸物件の稼働状況が概ね順調に推移しましたことから、売上高は28億8千2百万円と前期に比べ5千6百万円(2.0%)増加し、修繕費の減少等により、営業利益は17億7百万円と前期に比べ1億3千1百万円(8.4%)増加いたしました。

売上高 (百万円)

2,825

2,882

第108期  
(2021年度)

第109期  
(2022年度)

営業利益 (百万円)

1,575

1,707

第108期  
(2021年度)

第109期  
(2022年度)

## 再生可能エネルギー事業

売上高 **1,750**百万円（前期比 2.1%減）  
 営業利益 **547**百万円（前期比 7.5%増）

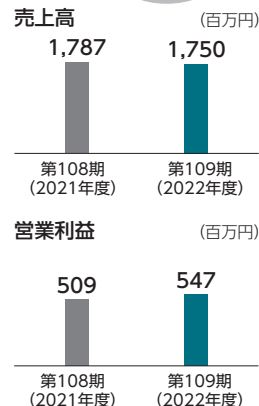
売上高構成比  
**1.1%**

### 主要な事業内容

地熱発電用蒸気の供給、太陽光発電、水力発電

太陽光発電部門は概ね順調に推移しましたものの、地熱部門において定期修繕工事に伴い一時設備の稼働を停止しましたことから、売上高は17億5千万円と前期に比べ3千7百万円（2.1%）減少いたしました。

一方、営業利益は減価償却費の減少等により、5億4千7百万円と前期に比べ3千7百万円（7.5%）増加いたしました。



## (2) 設備投資等の状況

当期において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は85億7千2百万円（前期比10.5%減）で、その主なものは次のとおりであります。

- ① **当期中に取得した主要設備**  
 特記すべき事項はありません。
- ② **当期において継続中の主要設備の新設、拡充**  
 資源事業（鉱石部門）  
 当社 鳥形山鉱業所 第3立坑建設工事

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、コロナ禍の収束が見込まれる一方、新たな変異株の出現や感染再拡大などのリスクも依然として残り、加えてウクライナ情勢の動向による資源・エネルギー価格の高騰や、人手不足の深刻化、為替変動による海外調達材料費の高止まりなど、予断を許さない状況が続くものと考えられます。また、鉄鋼メーカーの構造改革や脱炭素社会の実現に向けた政府・民間企業の取り組みによる影響など、当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しております。

当社グループといたしましては、このような経営環境に対処し、なお一層の販売の強化、生産性の向上、諸経費の削減、BCP（事業継続計画）の充実及びSDGsへの対応など、経営体質の改善・強化を図り、事業基盤の強化・拡充に取り組み、業績の向上及び持続可能な社会の実現に努めてまいります。

さらに、将来にわたり、基幹産業への原料供給という重責を果たし続けるとともに、株主、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーとの共栄に資するため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、コーポレートガバナンスの充実を推進してまいります。

また、当社グループでは、サステナビリティの推進に積極的に取り組んでおります。2050年カーボンニュートラル実現を目指し、設備の効率化や省エネ技術の導入、鉱山跡地への緑化、社有林の森林認証取得及び自然エネルギーを利用した発電等を行っており、今後とも環境に配慮した事業活動に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ② 第2次中期経営計画の進捗状況

当社グループは、2021年度を初年度とする3年間の第2次中期経営計画を策定し、2021年5月10日付にて公表しております。第2次中期経営計画期間は、将来の成長を見据えた大型投資の本格的実行期間となります。

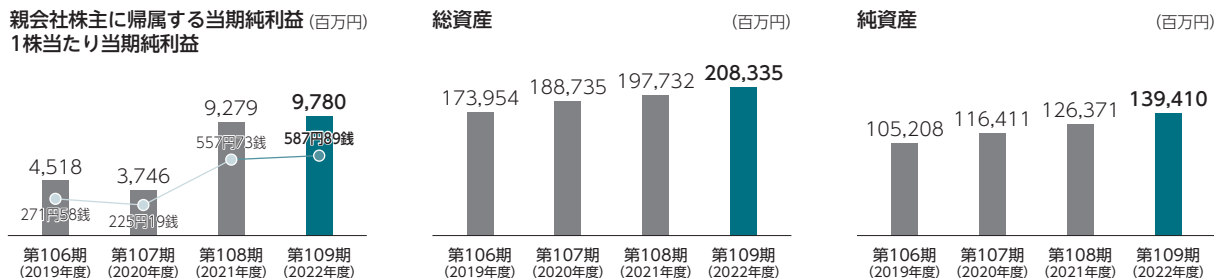
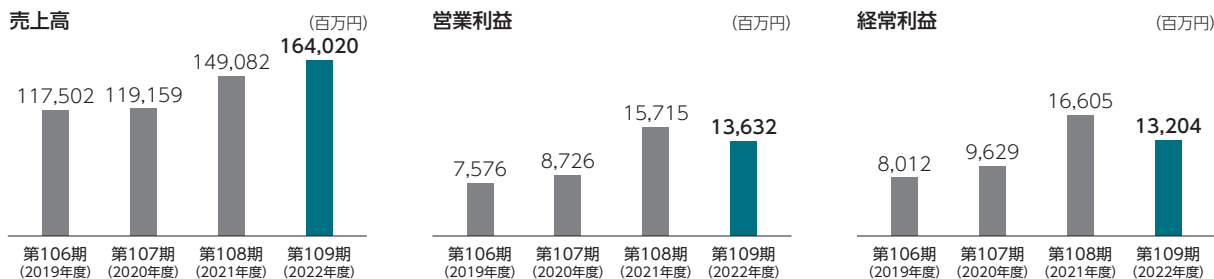
現在の進捗といたしましては、鳥形山鉱業所第3立坑は2023年度の本格運用開始を目指してございましたものの、土木工事の遅れや台風被害の復旧工事のため、約1年の遅れとなる2024年4月の運用開始を予定しております。八戸鉱山新鉱区開発は2021年度より一部出鉱を開始しており、開発工事が全て完了し本格操業となるのは次期中期経営計画期間を予定しております。アルケロス銅鉱山は未確定鉱量の調査に加え、各種詳細エンジニアリングやチリ共和国の環境許可の手続きを進めてまいりました。2022年12月に環境許可を取得し、また、開発のための経済実現性を確認できましたことから、2023年4月28日に開発の着手を決定いたしました。なお、操業開始は2026年を見込んでおります。

このような積極投資に耐えうる収益の確保と財務の健全性を維持しながら、国内外の需要動向、特に資源事業の主要納品先である鉄鋼メーカーの構造改革などに臨機応変に対応していくことが重要課題と認識しております。このため、全ての事業において、成長分野の見極めや需要の開拓を推進するとともに、当社グループの持続的成長へ向けた事業活動とSDGsへの取り組みの両立を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

区分	第106期 (2019年度)	第107期 (2020年度)	第108期 (2021年度)	第109期 (2022年度)
売上高 (百万円)	117,502	119,159	149,082	164,020
営業利益 (百万円)	7,576	8,726	15,715	13,632
経常利益 (百万円)	8,012	9,629	16,605	13,204
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,518	3,746	9,279	9,780
1株当たり当期純利益	271円58銭	225円19銭	557円73銭	587円89銭
総資産 (百万円)	173,954	188,735	197,732	208,335
純資産 (百万円)	105,208	116,411	126,371	139,410

- (注) 1. 第108期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第108期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施したため、第106期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



**(6) 重要な親会社及び子会社の状況****① 親会社との関係**

該当事項はありません。

**② 重要な子会社の状況**

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
日鉄鉱コンサルタント株式会社	100	100.0	地質調査、物理探査、試錐、建設コンサルタント
北海道石灰化工株式会社	80	100.0	生石灰、消石灰及びタンカルの製造・販売
船尾鉱山株式会社	60	100.0	石灰石の採掘・販売、タンカルの製造・販売
日鉄鉱建材株式会社	50	100.0	石灰石、砕石及びタンカルの仕入・販売
株式会社幸袋テクノ	50	100.0	破碎機、電気機器の製造・販売
八戸鉱山株式会社	100	70.0	石灰石の採掘・販売、タンカルの製造・販売
アタカム・コーザン鉱山特約会社	16,750千米ドル	60.0	銅、その他鉱物の採掘・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**(7) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)**

会社名	所在地
当 社	本 社：東京都千代田区丸の内二丁目3番2号（郵船ビル6階） 事業所：高知県須崎市、青森県下北郡東通村、岡山県新見市、北海道空知郡南富良野町、大阪府箕面市、福岡県飯塚市、北海道札幌市南区、大分県津久見市、栃木県佐野市、鹿児島県霧島市 支 店：大阪府大阪市淀川区、福岡県福岡市中央区、北海道札幌市中央区、宮城県仙台市青葉区
日鉄鉱コンサルタント株式会社	東京都港区
北海道石灰化工株式会社	北海道苫小牧市
船尾鉱山株式会社	福岡県田川市
日鉄鉱建材株式会社	東京都新宿区
株式会社幸袋テクノ	福岡県飯塚市
八戸鉱山株式会社	青森県八戸市
アタカム・コーザン鉱山特約会社	チリ共和国第3州ティエラ・アマリージャ市

(注) 2023年3月31日付にて、当社山口採石所（福岡県飯塚市）を廃止いたしました。

**(8) 従業員の状況** (2023年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
資源事業		
(鉱石部門)	1,217	21
(金属部門)	512	73
機械・環境事業	252	3
不動産事業	4	1
再生可能エネルギー事業	12	1
全社 (共通)	130	9
合 計	2,127	108

(注) 従業員数は就業人員であります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
710名	32名	41.7歳	17.3年

(注) 従業員数は就業人員であります。

**(9) 主要な借入先** (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,250
株式会社三井住友銀行	4,640
株式会社三菱UFJ銀行	4,394

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	40,000,000株
② 発行済株式の総数	16,704,638株 (自己株式67,976株を含む)
③ 株主数	6,076名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本製鉄株式会社	2,475	14.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,504	9.04
公益財団法人日鉄鉱業奨学会	1,282	7.71
株式会社みずほ銀行	588	3.54
株式会社三井住友銀行	580	3.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	414	2.49
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	367	2.21
日鉄鉱業持株会	350	2.11
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	330	1.99
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	296	1.78

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (67,976株) を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

株式の流動性の向上並びに投資家層の拡大を図ることを目的として、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 川 玲 一	
常務取締役	山 崎 新 也	機械・環境営業部、研究開発部管掌
常務取締役	杣 津 雄 治	生産技術部、保安環境室管掌
取締役	萩 上 幸 彦	資源開発部、海外資源事業部担当
取締役	藤 本 博 文	総務部、BCM推進室担当
取締役	大 財 健 二	経営企画部、経理部、資源営業部、金属営業部担当
取締役	泉 宣 道	
取締役	板 倉 賢 一	室蘭工業大学大学院工学研究科特任教授
取締役	青 木 優 子	弁護士
常勤監査役	安 田 誠 司	
常勤監査役	小 島 和 彦	
監査役	若 柳 善 朗	弁護士
監査役	堀 田 栄 喜	東京工業大学名誉教授

- (注) 1. 取締役泉宣道氏、板倉賢一氏及び青木優子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役若柳善朗氏及び堀田栄喜氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、泉宣道氏、板倉賢一氏、青木優子氏、若柳善朗氏及び堀田栄喜氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。  
 4. 当社は、泉宣道氏、板倉賢一氏、青木優子氏、若柳善朗氏及び堀田栄喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
 5. 監査役安田誠司氏は、長年当社の経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 取締役萩上幸彦氏は、2022年8月1日付にて、アタカマ・コーザン鉱山特約会社の取締役社長を退任いたしました。  
 7. 常務取締役杣津雄治氏は、2023年4月18日付にて、辞任により退任いたしました。  
 8. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤 本 博 文	総務部、BCM推進室担当	総務部、人事部、 BCM推進室担当	2023年4月1日
萩 上 幸 彦	資源開発部、 海外資源事業部担当	生産技術部、資源開発部、 海外資源事業部、保安環境室担当	2023年4月19日



【ご参考】当社は、執行役員制度を導入しており、その地位、氏名、担当は次のとおりであります。 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当
執行役員	藤 津 二 朗	八戸鉱山株式会社代表取締役社長
執行役員	河 田 真 伸	研究開発部長
執行役員	坂 口 裕 幸	資源営業部長
執行役員	曾 田 健	鳥形山鉱業所長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、取締役、監査役及び執行役員であります。保険料は、2022年8月まで全体のうち取締役及び監査役に係る株主代表訴訟特約分及び初期対応費用特約分のみ被保険者である役員が負担しておりましたが、2022年9月の契約更新時に、保険料の負担に関する内容を一部変更し、更新後は取締役及び監査役に係る株主代表訴訟特約分及び初期対応費用特約分を含め、全額当社負担としております。

なお、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月17日開催の取締役会において指名・報酬委員会を設置したことに伴い、同日付の取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改正しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

## イ. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である賞与により構成する。

取締役の個別の月額報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とするほか、本業の事業活動による収益力の継続的な拡大を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、売上高営業利益率を指標とした業績連動報酬体系とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、過去10年間の売上高営業利益率を指標とする業績連動報酬により構成する。

社外取締役の報酬は、独立・客観的な立場に基づく経営の監視・監督機能を担うため、月額報酬のみを支払うこととする。

## ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、月額固定報酬とする。報酬額は、役位ごとに定めた係数を乗じて算定したうえで、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## ハ. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、役位ごとに定めた係数及び各事業年度に係る売上高営業利益率と過去10年間の同利益率との比率（業績達成率）から支給率を算定したうえで、賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、事業環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で審議し見直しを行うものとする。

## ニ. 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を参考とし、指名・報酬委員会に対して諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

## ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議によるものとする。取締役会において取締役の報酬に係る議案を審議し決議するにあたっては、指名・報酬委員会は、独立・客観的な立場から当該議案を検討し、審議結果を答申するものとし、取締役会は、当該意見の内容を踏まえ決定することとする。

## **ご参考** 本定時株主総会終了後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について

第2号議案「定款一部変更の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」並びに第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを2023年5月12日開催の取締役会において決議しております。変更後の内容は次のとおりであります。

### **1. 基本方針**

取締役の報酬は、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、固定報酬である月額報酬、業績連動報酬である賞与及び株式報酬により構成する。

業務執行取締役の個人別の月額報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とするほか、本業の事業活動による収益力の継続的な拡大を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、連結営業利益を指標とした業績連動報酬体系及び株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬体系とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度連結営業利益と3ヶ年の中期経営計画期間における営業利益の達成率を指標とする業績連動報酬及び役位に応じた株式報酬により構成する。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、独立・客観的な立場に基づく経営の監視・監督機能を担うため、月額報酬のみを支払うこととする。

### **2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針**

基本報酬は、月額の固定報酬とする。報酬額は、役位ごとに定めた係数を乗じて算定したうえで、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### **3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針**

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、役位ごとに定めた係数及び事業年度と3ヶ年の中期経営計画期間の営業利益より算出した業績達成率から支給率を算定したうえで、賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、事業環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で審議し見直しを行うものとする。

### **4. 株式報酬の内容、その額もしくは数の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針**

株式報酬は、信託制度（株式交付信託）を利用し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が対象取締役の役位に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象取締役に対して交付されるもので、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時となる。

## 5. 固定報酬の額、業績連動報酬の額及び株式報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を参考とし、指名・報酬委員会に対して諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

## 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会決議によるものとする。取締役会において取締役の報酬に係る議案を審議し決議するにあたっては、指名・報酬委員会は、独立・客観的な立場から当該議案を検討し、審議結果を答申するものとし、取締役会は、当該意見の内容を踏まえ決定することとする。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって定める。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	非金銭報酬等	
取締役	287	244	43	—	9
監査役	64	64	—	—	4
社外役員	44	44	—	—	5

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日に就任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給と及び賞与は含まれておりません。
3. 当社は、本業の事業活動による収益力の継続的な拡大を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、業績連動報酬に係る指標として、「過去10年間の当社売上高営業利益率」を採用しております。なお、当事業年度の目標値は、6.1%であり、当事業年度の当社売上高営業利益率の実績は、6.0%（業績達成率：99.8%）であります。
4. 2007年6月28日開催の第93回定時株主総会決議に基づく役員報酬の限度額は取締役月額27百万円（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）、監査役月額6百万円であり、当該決議の際の役員の員数は、取締役7名、監査役4名であります。
5. 2007年6月28日開催の第93回定時株主総会決議に基づく取締役の賞与の限度額は年額60百万円（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）であり、当該決議の際の役員の員数は、取締役7名であります。
6. 当社は、2007年6月28日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止しております。

## (4) 社外役員に関する事項

## 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言の状況並びに期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	泉 宣道	16回／16回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたる経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。また、社外役員間でなされた意見交換の内容を取締役会に提言するなど、経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化に向けて、その職責を果たしております。
	板倉 賢一	16回／16回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じ、学者としての専門知識と豊富な経験に基づいた発言を行っております。また、鉱山開発に係る学術的な助言を行うなど、当社技術部門におけるリスク管理の強化と業務執行に対する監督機能の拡充に向けて、その職責を果たしております。
	青木 優子	13回／13回 (100%)	—	2022年6月29日に就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。また、企業法務の観点から経営全般に対して助言を行うなど、法務・財務におけるリスク管理の強化と業務執行に対する監督機能の拡充に向けて、その職責を果たしております。
社外監査役	若柳 善朗	16回／16回 (100%)	15回／15回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。
	堀田 米喜	16回／16回 (100%)	15回／15回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、学者としての高い見識と技術的観点から発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	73
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、アタカマ・コーザン鉱山特約会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の会計監査の遂行状況、監査計画と実績の対比及びこれらを踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画並びに報酬額の見積りの相当性等を検証した結果、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① **当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - イ. 経営トップ自ら社内重要会議など各事業所及び各子会社の責任者が集う機会等を捉え、法令遵守の強化・徹底を図る。
  - ロ. コンプライアンス担当部署による啓蒙活動などにより、社内に不祥事が起こり得ない企業風土の醸成に努める。
  - ハ. 当社グループ全体を対象とする内部通報規程の活用により、違法行為の早期発見・是正に努める。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会議事録ほか社内の重要文書（電磁的記録を含む）については、社内規程に基づき、適正に管理・保存する。
- ③ **当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - イ. 各部署において、日常的に業務遂行上のリスクの洗い出しを行い、必要に応じて社内規程の整備を図る。
  - ロ. 業務遂行上、必要のある場合に、顧問弁護士その他の外部専門家に助言を求め、法的リスクの軽減に努める。
- ④ **当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - イ. 職務権限規程に基づき、会社の業務執行に関する各使用人の権限と責任を明確にし、業務の組織的、能率的運営を図る。
  - ロ. 重要な案件の意思決定に際しては、役員、執行役員及び関係者で構成する経営会議において、長期的な経営戦略に基づく多角的な視点から検討を行い、活発な意見交換を行ったうえで、取締役会に付議する。
  - ハ. 迅速な意思決定を求められる事案については、臨時に取締役会を開催するなど、取締役会の機動的な運営に努める。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
  - イ. 日鉄鉱業グループ行動指針に従い、企業集団全体としてのコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ. 会計基準の遵守及び財務報告の信頼性の確保のため、財務報告に係る内部統制を整備し運用する。
  - ハ. 内部監査室員を中心に横断的に構成された監査チームが当社及び各子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を確保する。
  - ニ. 各子会社に対しては、社内基準に基づき、各社の事業状況、財務状況その他の重要な事項について上申又は報告を行うよう求める。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、速やかに監査役の職務について専門性を有する使用人を配置する。

⑦ **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 監査役の求めに応じて使用人を設置した場合は、当該使用人の選任及び人事考課については、監査役と協議のうえ、決定することとする。

ロ. 監査役の求めに応じて設置される使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事させる。

⑧ **当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ. 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、重要なりん議書について何時でも監査役が閲覧できる体制とする。

ロ. 監査役による各事業所及び各子会社への監査業務が効率的に行われるよう、年初においてスケジュール化を図る。

ハ. 適時開示の流れの中に監査役への報告業務を織り込み、会社に重大な損失を与える事象が発生した場合には、速やかに監査役に情報が伝達される体制とする。

ニ. 内部通報規程の通報窓口となる使用人が同規程に基づく通報を受けた場合、直ちに監査役に当該通報の内容が報告される体制とする。

ホ. 内部通報規程には、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないことを明記する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

イ. 監査役がその職務を執行するために、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家に意見を求めた場合は、当社がその費用を負担する。

ロ. 監査役がその職務の執行についての費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要なと認められるときを除き、速やかに支払うこととする。

⑩ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役との定期的な意見交換の場を設け、監査役の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス体制**

当社は、日鉄鉱業グループ行動指針に従い、企業集団全体としてのコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、会計基準の遵守及び財務報告の信頼性の確保のため、財務報告に係る内部統制を整備し運用しております。



当事業年度においては、当社グループにおけるコンプライアンス経営の浸透を目的として、当社グループの管理職以上の社員を対象に、トップ層向けコンプライアンスセミナーを1回実施しております。

内部監査室員を中心に横断的に構成された監査チームが当社及び各子会社のコンプライアンス及び内部統制の状況並びに会計処理業務に関する監査を実施しております。

### ② リスク管理体制

当社は、地震等の自然災害に備えたBCP（事業継続計画）を策定しており、当事業年度に2回実施した安否確認訓練や4回実施したBCM（事業継続マネジメント）会議などを通じて判明したリスク等を踏まえ、BCPの見直しについて検討を行っております。

また、品質保証委員会を定期的に開催し、当社グループにおいて顧客へ提供する製品及び商品並びにサービスの品質に関するリスクを把握・評価し、当該リスクに対応した取り組みの検討を行っております。なお、当事業年度に2回開催した品質保証委員会では、各事業所における品質管理状況の調査報告及びリスク管理小委員会の活動報告などを行っております。

### ③ 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会を16回開催いたしました。毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じて臨時に開催するなど、機動的な運営に努めております。

重要な案件の意思決定に際しては、事前に経営会議を開催し、役員、執行役員及び関係者による検討・意見交換のうえ、取締役会に付議するなど、取締役の職務の効率的な執行に努めております。

取締役会議事録ほか社内の重要文書（電磁的記録を含む）については、社内規程に基づき、適正に管理・保存を行っております。

### ④ 監査役の職務執行

監査役は、年初に立案した監査計画に基づき、各事業所及び各子会社の監査を実施しております。

経営会議、幹部会、関係会社中期経営計画審議会などの社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、重要なりん議書を閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に説明を求めています。

監査役と代表取締役との懇談会を開催し、監査の年度総括を報告するとともに、意見交換を通じて、監査体制の実効性について確認しております。

## 6 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>94,178</b>	<b>流動負債</b>	<b>48,258</b>
現金及び預金	40,002	支払手形及び買掛金	15,297
受取手形、売掛金及び契約資産	30,670	短期借入金	19,700
リース投資資産	2,291	リース債務	729
商品及び製品	6,578	未払金	7,918
仕掛品	8,007	未払法人税等	492
原材料及び貯蔵品	3,163	賞与引当金	1,164
その他	4,085	役員賞与引当金	32
貸倒引当金	△621	株主優待引当金	16
		製品保証引当金	10
		その他	2,896
<b>固定資産</b>	<b>114,156</b>	<b>固定負債</b>	<b>20,666</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>70,276</b>	長期借入金	1,117
建物及び構築物	20,073	リース債務	1,311
機械装置及び運搬具	10,540	繰延税金負債	4,360
鉱業用地	3,682	役員退職慰労引当金	59
一般用地	16,308	環境安全対策引当金	1
建設仮勘定	19,159	特別修繕引当金	79
その他	511	退職給付に係る負債	1,948
<b>無形固定資産</b>	<b>4,046</b>	資産除去債務	5,082
鉱業権	3,542	その他	6,706
その他	504	<b>負債合計</b>	<b>68,924</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>39,833</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	30,855	<b>株主資本</b>	<b>114,976</b>
繰延税金資産	1,319	資本金	4,176
その他	7,803	資本剰余金	4,584
貸倒引当金	△140	利益剰余金	106,385
投資損失引当金	△3	自己株式	△170
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>17,368</b>
		その他有価証券評価差額金	14,149
		繰延ヘッジ損益	△180
		為替換算調整勘定	1,937
		退職給付に係る調整累計額	1,463
		<b>非支配株主持分</b>	<b>7,065</b>
<b>資産合計</b>	<b>208,335</b>	<b>純資産合計</b>	<b>139,410</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>208,335</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		164,020
売上原価		129,038
<b>売上総利益</b>		<b>34,981</b>
販売費及び一般管理費		21,349
<b>営業利益</b>		<b>13,632</b>
営業外収益		
受取利息	111	
受取配当金	1,512	
その他	186	1,810
営業外費用		
支払利息	490	
持分法による投資損失	1,192	
為替差損	40	
休廃山管理費	244	
貸与資産減価償却費等	72	
その他	196	2,238
<b>経常利益</b>		<b>13,204</b>
特別利益		
固定資産売却益	33	
投資有価証券売却益	1,660	
その他	33	1,726
特別損失		
固定資産除売却損	323	
減損損失	427	
その他	0	751
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>14,179</b>
法人税、住民税及び事業税	3,356	
法人税等調整額	△191	3,164
<b>当期純利益</b>		<b>11,015</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		1,234
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>9,780</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,176	4,746	99,391	△169	108,145
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△161			△161
剰余金の配当			△2,786		△2,786
親会社株主に帰属する当期純利益			9,780		9,780
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△161	6,993	△1	6,830
当期末残高	4,176	4,584	106,385	△170	114,976

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,974	△778	808	△75	11,928	6,297	126,371
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△161
剰余金の配当							△2,786
親会社株主に帰属する当期純利益							9,780
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,175	598	1,128	1,538	5,440	767	6,208
当期変動額合計	2,175	598	1,128	1,538	5,440	767	13,038
当期末残高	14,149	△180	1,937	1,463	17,368	7,065	139,410

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社数 22社

主要な連結子会社

船尾鉱山(株)、八戸鉱山(株)、アタカマ・コーザン鉱山特約会社、北海道石灰化工(株)、日鉄鉱コンサルタント(株)、日鉄鉱建材(株)、(株)幸袋テクノ

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

八茎砕石(株)、八戸鉱山土木(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社名 日比共同製錬(株)

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（八茎砕石(株)他）及び関連会社（鳥海カルシウム(株)他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
アタカマ・コーザン鉱山特約会社	12月31日
アルケロス鉱山(株)	12月31日
日鉄鉱チリ(有)	12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、評価方法は取扱品目又は業態により総平均法、先入先出法等

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備を除く）及び賃貸事業用の建物（附属設備を含む）並びに2016年4月1日以降に取得した構築物（主要坑道を除く）は定額法、構築物の一部（主要坑道）及び鉱業用地は生産高比例法）を採用し、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～60年

機械装置及び運搬具 4年～25年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権は生産高比例法を採用し、その他は定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

鉱山事業を行う関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 株主優待引当金

当社の株主優待制度に伴う費用の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

⑥ 製品保証引当金

販売済製品に係る保証期間内の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づき必要額を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑧ 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）に基づき、保管するポリ塩化ビフェニルの処理費用の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

⑨ 特別修繕引当金

蒸気生産輸送設備の定期修繕及び船舶安全法により定期検査が義務付けられている船舶の点検修繕に要する支出に備えるため、当該特別修繕費用の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の連結会計年度から費用処理しております。なお、一部の連結子会社は、発生年度に一括費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業は、資源事業（鉱石部門、金属部門）、機械・環境事業、不動産事業及び再生可能エネルギー事業であります。

これらの事業の商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、主に引渡時点で収益を認識しております。当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

なお、一部の連結子会社では長期の工事契約を締結しており、一定の期間にわたり製品又はサービス等の支配の移転が行われる取引については、顧客に提供する当該製品及びサービス等の性質を考慮した結果、原価の発生が履行義務の充足に係る進捗度を適切に表すと判断したため、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する発生した原価の割合に基づいて収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の額で収益を認識しております。

(6) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。



(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用し、通貨オプション取引については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動に伴うリスクを回避する目的で金利スワップ取引を実施しております。

また、非鉄金属棚卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を利用しているほか、将来顧客に引き渡される予定の非鉄金属製品価格を先物価格で契約した場合に生ずる商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を利用しており、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で通貨オプション取引を利用しております。

③ ヘッジ有効性評価の方法

商品先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較して有効性を評価しております。なお、金利スワップ取引は特例処理によっており、通貨オプション取引は振当処理によっているため有効性評価を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却することとしております。なお、金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

## (1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	鉱石	金属	機械・環境	不動産	再生可能 エネルギー	合計
石灰石	28,883	—	—	—	—	28,883
碎石	6,714	—	—	—	—	6,714
タンカル	3,317	—	—	—	—	3,317
燃料その他	20,450	—	—	—	—	20,450
電気銅	—	57,112	—	—	—	57,112
銅精鉱	—	20,175	—	—	—	20,175
その他金属	—	9,660	—	—	—	9,660
産業機械	—	—	5,002	—	—	5,002
環境商品	—	—	8,000	—	—	8,000
再生可能エネルギー	—	—	—	—	1,750	1,750
顧客との契約から 生じる収益	59,365	86,948	13,003	—	1,750	161,067
その他の収益	70	—	—	2,882	—	2,953
外部顧客への売上高	59,436	86,948	13,003	2,882	1,750	164,020

## (2) 地域別の内訳

(単位：百万円)

	鉱石	金属	機械・環境	不動産	再生可能 エネルギー	合計
日本	53,508	54,041	12,455	—	1,750	121,754
アジア	4,047	16,689	497	—	—	21,234
南米	—	16,217	1	—	—	16,219
その他	1,810	—	49	—	—	1,859
顧客との契約から 生じる収益	59,365	86,948	13,003	—	1,750	161,067
その他の収益	70	—	—	2,882	—	2,953
外部顧客への売上高	59,436	86,948	13,003	2,882	1,750	164,020

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の4(5)「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
受取手形	2,946	2,985
売掛金	26,699	26,501
契約資産	1,111	1,183
契約負債	247	204

② 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額236百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失427百万円

有形固定資産70,276百万円、無形固定資産4,046百万円、その他6,564百万円

## (2) 見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、当社は原則として管理会計上の製品別銘柄損益の把握単位である事業所別にグルーピングし、本社、支店、厚生施設及び研究開発センター等は共用資産とし、賃貸不動産及び遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、連結子会社においては、主に会社別にグルーピングしております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定においては、使用価値については将来キャッシュ・フロー及び割引率等、正味売却価額については不動産評価及び処分費用見込額等を合理的に見積って算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りについては、販売数量、鉱物の価格水準、可採鉱量に基づく採掘可能年数等の主要な仮定に基づいて算定しております。

主要取引先の引取数量が減少した場合や、鉱物の価格水準、採掘可能年数が想定を下回った場合等、将来キャッシュ・フローの見積りの前提条件に変更があった場合は、減損損失の計上により、翌連結会計年度の連結計算書類において当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、アルケロス鉱山株式会社は、チリ共和国においてアルケロス銅鉱山の開発準備を行っており、固定資産が2,137百万円計上されております。アルケロス銅鉱山の開発準備状況については、当初計画よりタイムスケジュールに遅延が生じておりますが、鉱山開発計画における重要な影響はなく、回収可能であると判断しており、減損損失は計上しておりません。

## (連結貸借対照表に関する注記)

## 1. 担保に供している資産

有形固定資産	376百万円
同上の債務	
短期借入金	35百万円
長期借入金	64
受入保証金	10
計	109

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額 177,845百万円

### 3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対する保証を行っております。

	保証総額	(連結会社負担額)
日比共同製錬(株)	2,494百万円	(2,494)百万円
いわき共同タンカル(株)	200	(38)
計	2,694	(2,532)

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	8,352,319	8,352,319	—	16,704,638
自己株式				
普通株式(株)	33,794	34,285	103	67,976

(注) 2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,663	200	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	1,122	135	2022年9月30日	2022年11月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,830	110	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 2023年3月31日を基準日とする1株当たりの配当金額は、2022年10月1日を効力発生日とした普通株式1株を2株とする株式分割を踏まえております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期資金及び資源事業を中心とした設備投資計画に必要な長期資金を銀行借入により調達し、一時的余資を銀行預金にて管理しております。

また、通常の財務及び営業取引の一環としてデリバティブ取引を利用しておりますが、いずれもリスク回避を目的としており、投機取引又はトレーディング目的では利用しない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに、そのうち外貨建のものは為替の変動リスクにも晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は全て1年以内に決済されますが、そのうち外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金には運転資金を用途とし、長期借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的とするもので、最長償還日は18年後となっております。そのうち変動金利のものは金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、上記借入金のうち変動金利によるものの金利変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。このほか、営業部門における為替相場及び商品相場の変動リスクを回避するために、通貨オプション取引及び商品先渡取引を利用しております。これらに適用されるヘッジ会計については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の4(8)「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権の信用リスクについて、社内規程に基づき、各事業部門における営業担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建営業債権債務の為替の変動リスクについては、主に金属原料仕入及び地金販売によるものであり、恒常的に当該債権の入金額を債務の決済に用いることにより変動リスクを回避しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用度の高い大手金融機関及び大手商社を契約先としており、契約不履行にかかる信用リスクは僅少であります。金利スワップ取引は、その目的及び性質上、重要な借入金契約に付随するものであるため、その実施は取締役会において決議され、取引開始以後は社内規程により管理されております。通貨オプション取引及び商品先渡取引は、通常の営業過程での取引の一環として、営業取引に関する社内規程に基づきリスク管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき管理部門が随時、資金繰計画を作成・更新し、適正水準の手許資金を確保するよう管理しております。

(4) 金融商品に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価



時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券 (※1, 2)				
株式	28,669	—	—	28,669
その他	330	—	—	330
資産計	28,999	—	—	28,999
デリバティブ取引 (※3)	—	△170	—	△170

(※1) 市場価格のない株式 (非上場株式) は上表に含めておりません。連結貸借対照表における当該株式の金額は1,855百万円であります。

(※2) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金	—	4,784	—	4,784	4,827	△42
負債計	—	4,784	—	4,784	4,827	△42

(※) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金並びに短期借入金 (ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く) は、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっており、市場の活発性に基つきそれぞれレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨オプション取引及び商品先渡取引の時価は、為替レートや商品の市場価格等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しており、通貨オプション取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、不動産賃貸事業用のオフィスビル、マンション、店舗、工場、倉庫等を保有しております。

また、全国各地に鉱山跡地等の旧事業用地を保有しており、その一部は有効活用を目的として賃貸しているほか、それ以外の土地についても植林、緑化を進めるなど環境に配慮した管理を行っております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

賃貸等不動産の種類	連結貸借対照表計上額	時価
不動産賃貸事業用の不動産	5,354	32,699
その他、旧事業用地等	659	3,479
計	6,014	36,178

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては路線価や固定資産税評価額を用いて自社で算定した金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 7,955円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 587円89銭   |

(注) 当社は、2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、チリ共和国における新規銅鉱山の開発工事に着手することを決議いたしました。

## 1. 経緯及び目的

当社は、2011年に開始したチリ共和国第4州アルケロス鉱区群における探鉱の結果、有望な銅鉱床を発見し、2017年10月に同鉱区群を所有するアルケロス鉱山株式会社の株式80%を取得いたしました。その後、未確定鉱量の調査に加え、開発を見据えた各種詳細エンジニアリングやチリ共和国の環境許認可の手続きを進めてきました。2022年12月に環境許認可を取得し、また、開発のための経済実現性を確認できましたことから、アルケロス鉱山の開発に着手するものであります。

## 2. 開発計画の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 開発操業会社 | : アルケロス鉱山株式会社 (当社の連結子会社)                        |
| ①資本構成      | : 当社 80%、Fondo de Inversión Privado Talcuna 20% |
| ②議決権比率     | : 当社100%  |
| ③その他       | : 当社が生産物引取権を100%保有                              |
| (2) 鉱山の名称  | : アルケロス鉱山                                       |
| (3) 鉱山の位置  | : チリ共和国第4州ラ・セレナ市の北東約35km                        |
| (4) 開発費用見込 | : 396百万米ドル                                      |
| (5) 操業開始見込 | : 2026年   |

### 3. 営業・生産活動に及ぼす重要な影響

翌連結会計年度の連結業績に与える影響は軽微であります。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

子会社の増資

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 アルケロス鉱山株式会社（当社の連結子会社）

事業の内容 銅探鉱プロジェクトの開発

##### ② 企業結合日

2022年6月30日、2023年1月17日

##### ③ 企業結合の法的形式

株主割当増資の引受けによる株式取得

##### ④ 結合後の名称

変更ありません。

##### ⑤ その他取引の概要に関する事項

アルケロス鉱山(株)に対する探鉱工事等に係る増資引受けとして、当社より金銭による809百万円の出資を行ったものであります。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

#### (3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

##### ① 資本剰余金の主な変動要因

優先株式株主に帰属する非支配株主持分の増加

##### ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

161百万円

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>72,092</b>	<b>流動負債</b>	<b>41,970</b>
現金及び預金	28,004	買掛金	15,332
受取手形	1,318	短期借入金	13,500
売掛金	23,199	1年内返済予定の長期借入金	3,075
リース投資資産	2,291	リース債務	584
商品及び製品	5,355	未払金	5,933
仕掛品	7,551	未払費用	1,091
原材料及び貯蔵品	1,309	預り金	896
前払費用	629	前受収益	239
未収入金	1,269	賞与引当金	575
その他	1,191	役員賞与引当金	32
貸倒引当金	△29	株主優待引当金	16
		その他	692
<b>固定資産</b>	<b>104,547</b>	<b>固定負債</b>	<b>17,394</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>56,663</b>	長期借入金	258
建物	5,959	リース債務	1,118
構築物	9,996	繰延税金負債	3,138
機械及び装置	5,011	退職給付引当金	2,645
車両運搬具	777	環境安全対策引当金	1
工具、器具及び備品	313	特別修繕引当金	71
鉱業用地	2,081	資産除去債務	4,111
一般用地	13,571	長期前受金	1,507
建設仮勘定	18,952	受入保証金	3,754
<b>無形固定資産</b>	<b>248</b>	長期前受収益	32
鉱業権	182	その他	754
その他	65		
<b>投資その他の資産</b>	<b>47,636</b>	<b>負債合計</b>	<b>59,364</b>
投資有価証券	28,832	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	16,041	<b>株主資本</b>	<b>103,731</b>
長期前払費用	1,978	資本金	4,176
その他	1,074	資本剰余金	6,150
貸倒引当金	△73	資本準備金	6,149
投資損失引当金	△216	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	93,575
		利益準備金	1,044
		その他利益剰余金	92,531
		災害補てん準備積立金	500
		探鉱準備金	943
		圧縮記帳積立金	3,048
		特定災害防止準備金	106
		特別積立金	69,135
		繰越利益剰余金	18,798
		自己株式	△170
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>13,544</b>
		その他有価証券評価差額金	13,725
		繰延ヘッジ損益	△180
<b>資産合計</b>	<b>176,640</b>	<b>純資産合計</b>	<b>117,275</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>176,640</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		132,254
売上原価		110,815
<b>売上総利益</b>		<b>21,439</b>
販売費及び一般管理費		13,455
<b>営業利益</b>		<b>7,983</b>
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	3,601	
受取賃貸料	492	
その他	33	4,161
営業外費用		
支払利息	376	
為替差損	109	
休廃山管理費	284	
出向者関係費	492	
貸与資産減価償却費等	375	
その他	64	1,703
<b>経常利益</b>		<b>10,442</b>
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	1,635	
その他	33	1,685
特別損失		
固定資産除売却損	231	
減損損失	427	
その他	0	659
<b>税引前当期純利益</b>		<b>11,469</b>
法人税、住民税及び事業税	733	
法人税等調整額	△166	566
<b>当期純利益</b>		<b>10,902</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当期首残高	4,176	6,149	—	6,149	1,044	84,416	85,460	△169	95,616
当期変動額									
剰余金の配当						△2,786	△2,786		△2,786
当期純利益						10,902	10,902		10,902
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	8,115	8,115	△1	8,114
当期末残高	4,176	6,149	0	6,150	1,044	92,531	93,575	△170	103,731

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,604	△779	10,825	106,442
当期変動額				
剰余金の配当				△2,786
当期純利益				10,902
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,120	598	2,718	2,718
当期変動額合計	2,120	598	2,718	10,832
当期末残高	13,725	△180	13,544	117,275

(注) その他利益剰余金の内訳

項目	災害補てん 準備積立金	探鉱準備金	圧縮記帳 積立金	特定災害 防止準備金	特別積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	500	1,108	3,166	147	69,135	10,358	84,416
当期変動額							
剰余金の配当						△2,786	△2,786
当期純利益						10,902	10,902
租税特別措置法上 の準備金の積立		61	1			△62	－
租税特別措置法上 の準備金の取崩		△226	△119	△40		386	－
当期変動額合計	－	△165	△117	△40	－	8,439	8,115
当期末残高	500	943	3,048	106	69,135	18,798	92,531

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)



## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

時価法

#### (3) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ① 商品、製品・仕掛品・原材料（電気銅、金、銀及び機械を除く）、貯蔵品

総平均法

##### ② 電気銅、金及び銀

先入先出法

##### ③ 機械

個別法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

##### ① 建物（1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備を除く）及び賃貸事業用建物（附属設備を含む）並びに構築物（2016年4月1日以降に取得した構築物（主要坑道を除く））

定額法

##### ② 構築物の一部（主要坑道）及び鉱業用地

生産高比例法

③ その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 5年～60年

機械及び装置 4年～17年

(2) 無形固定資産

① 鉱業権

生産高比例法

② その他の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

鉱山事業を行う関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 事業年度から費用処理しております。

(7) 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）に基づき、保管するポリ塩化ビフェニルの処理費用の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

(8) 特別修繕引当金

蒸気生産輸送設備の定期修繕に要する費用の支出に備えるため、定期修繕費用の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業は、資源事業（鉱石部門、金属部門）、機械・環境事業、不動産事業及び再生可能エネルギー事業であります。

これらの事業の商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、主に引渡時点で収益を認識しております。当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用し、通貨オプション取引については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

借入金の金利変動に伴うリスクを回避する目的で金利スワップ取引を実施しております。また、非鉄金属棚卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を利用しているほか、将来顧客に引き渡される予定の非鉄金属製品価格を先物価格で契約した場合に生ずる商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を利用しており、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で通貨オプション取引を利用しております。

### (3) ヘッジ有効性評価の方法

商品先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較して有効性を評価しております。なお、金利スワップ取引は特例処理によっており、通貨オプション取引は振当処理によっているため有効性評価を省略しております。

## 7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### (収益認識に関する注記)

#### 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の4「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 427百万円

有形固定資産 56,663百万円、無形固定資産 248百万円、長期前払費用 1,978百万円

- (2) 見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、原則として管理会計上の製品別銘柄損益の把握単位である事業所別にグルーピングし、本社、支店、厚生施設及び研究開発センター等は共用資産とし、賃貸不動産及び遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定においては、使用価値については将来キャッシュ・フロー及び割引率等、正味売却価額については不動産評価及び処分費用見込額等を合理的に見積って算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りについては、販売数量及び可採鉱量に基づく採掘可能年数等の主要な仮定に基づいて算定しております。

主要取引先の引取数量が減少した場合や採掘可能年数が想定を下回った場合等、将来キャッシュ・フローの見積りの前提条件に変更があった場合は、減損損失の計上により、翌事業年度の計算書類において当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 2. 関係会社株式の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表には関係会社株式16,041百万円が計上されており、これには非上場の子会社であるアルケロス鉱山株式会社に対する投資4,603百万円が含まれておりません。

### (2) 見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式の評価にあたり、取得原価をもって貸借対照表価額とし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を勘案し、必要と認められた額について減損処理を行っております。

アルケロス鉱山株式会社は、チリ共和国においてアルケロス銅鉱山の開発準備を行っており、開発計画の成否並びに進捗によっては、固定資産に減損が発生し財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下する可能性があります。アルケロス鉱山株式会社に対する投資の減損処理の要否は将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、鉱物の価格水準、可採鉱量に基づく採掘可能年数等が主要な仮定となっております。

アルケロス鉱山株式会社に対する投資について、鉱物の価格水準や採掘可能年数が想定を下回った場合や政府からの許認可取得が難航した場合等における計画の大幅な見直しにより、投資回収が困難となったときには、評価損の計上により、翌事業年度の計算書類において当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	83百万円
構築物	0
一般用地	293
計	376

#### 同上の債務

1年内返済予定の長期借入金	35百万円
長期借入金	64
受入保証金	10
計	109

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 121,263百万円

3. 保証債務

他社の金融機関等からの借入金等に対する保証を行っております。

	保証総額	(当社負担額)
日比共同製錬(株)	2,494百万円	(2,494)百万円
いわき共同タンカル(株)	200	(38)
アテツ石灰化工(株)	19	(19)
日鉄鉱建(株)	90	(90)
(株)幸袋テクノ	101	(101)
計	2,905	(2,743)

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,850百万円
短期金銭債務	3,488

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	6,701百万円
営業費用	14,765
営業取引以外の取引高	2,637

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	33,794	34,285	103	67,976

(注) 2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却超過額及び減損損失	2,077百万円
退職給付引当金	1,943
資産除去債務	1,270
かんがい排水設備基金受入益	461
関係会社株式評価損	450
火災による損失	386
探鉱費	308
賞与引当金	176
棚卸資産評価損	163
ゴルフ会員権評価損	133
その他	373
控除された金額 (評価性引当額)	△1,976
繰延税金資産合計	5,769

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△6,014百万円
圧縮記帳積立金	△1,345
退職給付信託設定益	△879
探鉱準備金	△416
資産除去債務に係る固定資産	△194
その他	△57
繰延税金負債合計	△8,907
繰延税金負債純額	△3,138



(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	日本製鉄(株)	東京都千代田区	419,524	各種鉄鋼製品の製造・販売	被所有 直接 14.92	なし	当社製品の販売	石灰石等の販売	7,694	売掛金	2,877

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

石灰石製品等の製鉄原料の販売については、生産コストと価格競争を勘案して当社希望価格を提示し、一定期間ごとの交渉により、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	日鉄鋳建材(株)	東京都新宿区	50	石灰石、砕石及びタンカルの仕入・販売	所有 直接 100.00	なし	砕石販売の委託	製品、商品の販売	4,918	売掛金	2,273
関連会社	日比共同製錬(株)	東京都品川区	100	銅の製錬	所有 直接 20.28	兼任 1人	銅製錬の委託	債務保証	2,494	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

日鉄鋳建材(株)との価格その他の取引条件は、生産コストや市場の実勢価格等を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

日比共同製錬(株)への債務保証は、三井金属鋳業(株)からの借入金に対して保証を行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 7,049円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 655円31銭   |

(注) 2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を実施したため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

日鉄鉱業株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 實野裕昭

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 稲吉 崇

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鉄鉱業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

日鉄鉱業株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 實野裕昭

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 稲吉 崇

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

## 日鉄鉱業株式会社 監査役会

常勤監査役	安	田	誠	司	印
常勤監査役	小	島	和	彦	印
監査役	若	柳	善	朗	印
監査役	堀	田	栄	喜	印

(注) 監査役若柳善朗及び堀田栄喜は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 会場ご案内図

## 当社本社会議室 ( 郵船ビル6階 )

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号



## 交通のご案内

JR	JR	「東京駅」	丸の内南口より	徒歩約 4分
地下鉄	千代田線	「二重橋前〈丸の内〉駅」	7番出口経由	徒歩約 2分
	三田線	「大手町駅」	D1出口経由	徒歩約 3分
	丸ノ内線	「東京駅」	丸ビル地上出口経由	徒歩約 4分

株主総会当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。